

答弁書第一一四号

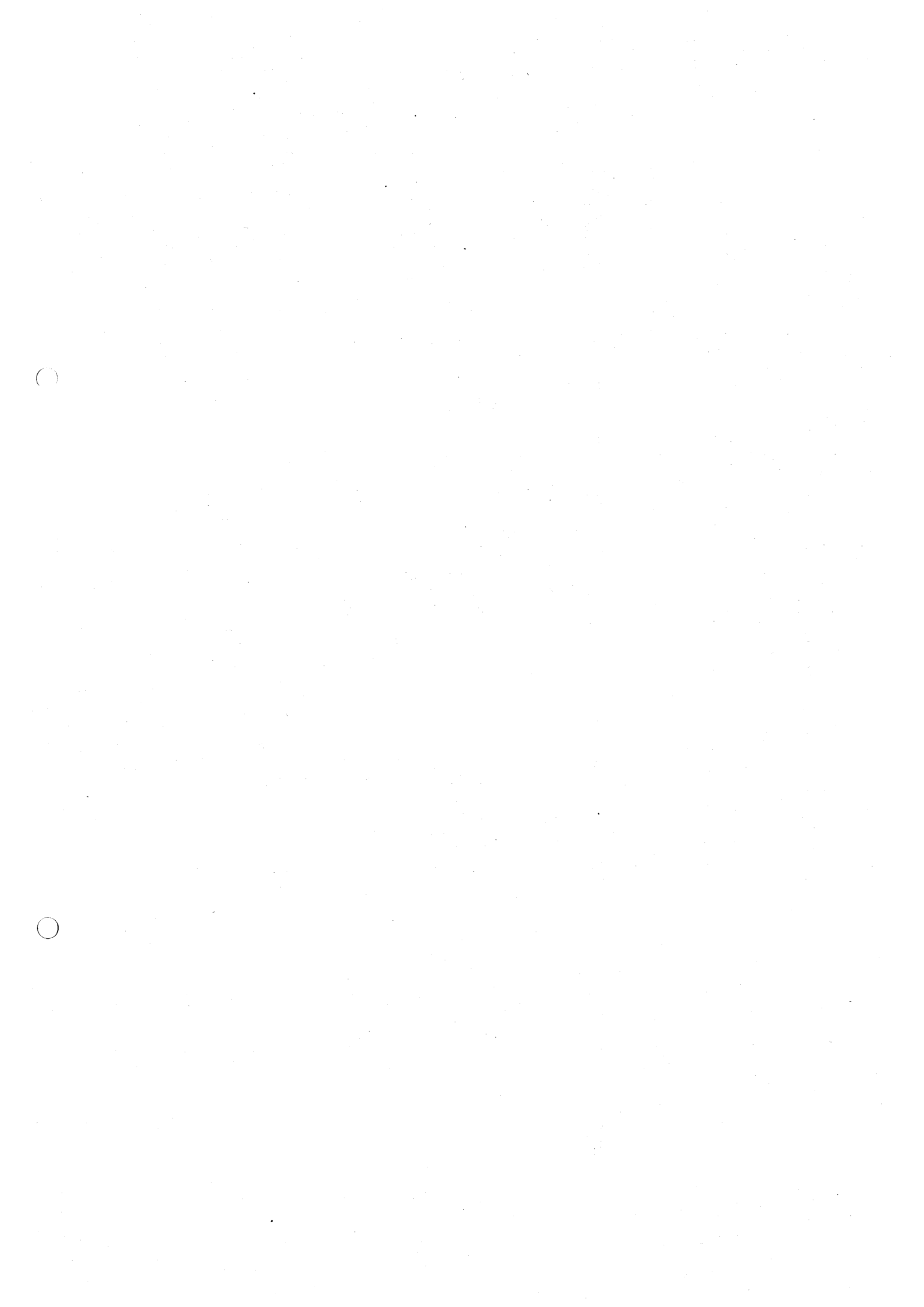
内閣参質一九二第一一四号

平成二十九年一月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出日露首脳会談の合意に基づく国際的約束の内容等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出日露首脳会談の合意に基づく国際的約束の内容等に関する質問に対する答
弁書

一、五及び六について

平成二十八年十二月十五日及び十六日に安倍内閣総理大臣とプーチン・ロシア連邦大統領との間で行われた日露首脳会談の際に、両首脳は、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意を表明するとともに、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島における日本とロシア連邦による共同経済活動に関する協議を開始することが平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達したところである。政府として、同国との間のこれまでの諸合意及び諸文書に基づき、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの従来の方針に変わりはなく、引き続き同国との間で交渉していく考えである。

二及び三について

御指摘の「国会承認が必要な条約に関する一九七二年の政府見解」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後、国際約束の締結を含む、共同経済活動の実施のためのしかるべき法的基盤

の諸問題が日露間で検討されることとなっており、政府として、現時点において、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「前記「二」の国際的約束が一九五六年の日ソ共同宣言における我が国の北方領土の領有権に關する法的内容を変えるものではない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、北方領土問題に關する政府の法的立場に変わりはない。